

二国間クレジット制度に関する
覚書
(仮訳)

日本国とフィリピン共和国は、ここに、平等、相互主義及び相互恩恵の原則に基づき、それぞれの国内法、規則、環境政策及び予算の可用性に従って、投資並びに技術、製品、システム、サービス及び社会基盤の活用を促進する低炭素成長パートナーシップを確立する意思を表明する。

両国は、適用可能な国内法及び規則に従って、二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）を創設し、また、JCMを運営するため、合同委員会（以下「JC」という。）を設置することを目指す。JCの規則及び手続は別文書で定められる。

両国は、適用された方法論に基づく各事業に関するJCの承認により、JCMの枠組みの下での緩和事業から生じる認証された温室効果ガスの排出削減又は吸収量が、自らの国際的な温室効果ガスの削減の努力を定量化するために使用できることを認める。

両国は、取引を行わないクレジット制度として開始するJCMの実施のための必要事項に対応するため、それぞれの能力に従って、資金的及び技術的な支援の両方を促進するため緊密に協力する。

両国は、それぞれの国内の法的要求事項や規則に適合次第できる限り早期に協力覚書に一致するべく尽力する。

日本側

フィリピン側

丸川 珠代
環境大臣

ラモン・J.P.・パヘ
環境天然資源大臣